

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への緊急提言

～地方創生を新たなステージへ～

全 国 知 事 会
令和元年11月11日

平成26年7月、私たち全国知事会は、人口減少下において急速に進む少子高齢化を国家的課題と位置付け、直ちに思い切った政策を講じなければ地方の多くが消滅しかねず、我が国の基盤が危うくなるとの強い危機感の下で「少子化非常事態宣言」をとりまとめた。以来、地方政府の長として地域の将来に責任を有する私たちは、自らの手で、人口減少・少子高齢化という構造的課題を克服し、希望あふれる地域、日本を創りあげ、次の世代へと引き渡していくとの覚悟で地方創生に取り組んできた。

今日では、全ての都道府県で有効求人倍率が史上初めて1倍を超える完全失業率も低下するなど、「『まち』『ひと』『しごと』の好循環」の起点となる「しごと」、雇用環境の改善等の成果が見られる。

しかしながら、私たちの「人口減少・少子高齢化への挑戦」、地方創生の実現は道半ばである。

今後、私たちの取組が功を奏して出生率が劇的に回復しても出生数は容易には増加せず、人口減少が止まるまでには半世紀以上を有すると見込まれている。現に、平成26年以降、合計特殊出生率を同年の1.42を下回らない水準で推移させることができているにもかかわらず、本年1～8月の出生数は、過去最低を記録した前年の同期と比べて5.9%減となるなど、我が国における人口減少等は依然として深刻な状況である。引き続き、私たちは、地域の担い手の必要数を確保するという量的な視点での施策を講じるとともに、人口減少等に伴う変化に柔軟に対応できる地域づくり、さらには第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を進める中で明らかにされたように、個人の立場に立って、それぞれが地域での生活をイメージし、その希望をかなえるという質的な視点での施策を重視していかなければならない。

加えて、本年の台風第19号をはじめとする頻発する大災害や豚コレラといった国家的な危機事案の発生により、地方創生の基盤が脅かされており、安全・安心な地域づくりに一層力を入れていかなければならない。

私たちの挑戦はまだまだ続く。今般、私たち全国知事会では、全都道府県が地方創生対策本部に参画する体制を整えた。人口減少・少子高齢化の克服、地方創生の深化という、21世紀における地方行政の最大の課題・テーマに対し、私たちは、都市部と地方部ががっちりとスクラムを組み、まさにワンチームで、Society5.0やSDGs等の新しい時代の流れも力にして立ち向かっていく決意である。

折しも、「元気な地方なくして、日本の再生なし」を掲げ、地方創生版・三本の矢で私たちを支援してきた国は、第1期「総合戦略」の検証をほぼ終え、今までに第2期「総合戦略」策定の最終局面を迎えるつある。

こういった動きを見据え、本年7月、私たちは、「令和時代の地方創生～新たな挑戦『都市と地方の自立・連携・共生を目指して』～」を内容とする「地方創生・富山宣言」や、「令和の時代を地方の時代に～第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』への提言～」等をとりまとめ、国に対して提言を行った。

これらはAI、IoTなどによるSociety5.0への社会変革や、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西と続くゴールデン・スポーツイヤーズ、そして2025年の大阪・関西万博や第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)などをチャンスと捉え、消費や生産といった経済活動の動向等で見られる地域間の格差を解消し、地域ごとの特性を生かした個性溢れる地方創生を実現すること等を求めたものである。

もとより、私たちは、引き続き不退転の決意で地方創生推進の先頭に立っていく覚悟である。国においても、これまで以上に私たちと力を合わせ、この国難とも呼ぶべき人口減少等に真正面から立ち向かい、地方創生を真の意味で新たな次元・ステージに押し上げ、日本創生につなげていくため、これらを第2期「総合戦略」に盛り込むことはもとより、その後の情勢変化等を踏まえた、次の事項についてもしっかりと反映するよう強く求める。

I 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に向けた基本的な考え方について

(地方部と大都市部がともに輝く地方創生の実現に向けて)

- ・ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、我が国全体の人口減少等により、大都市部・地方部を含め我が国全体の競争力が弱体化していくことを防ぐため、「人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組む」ことを目的として定められたものである。

すなわち、地方創生においては、地方部に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現するとともに、今後とも大都市部が我が国の経済成長のエンジンとしての役割を担うため、その活力の維持・向上を図り、快適かつ安全・安心な環境を実現していくことが必要である。

具体的には、地方部、大都市部がそれぞれの持つ強みや特徴を伸ばし、力強い多様な地域を作ることによって、国全体としてイノベーションを生む力に満ち、災害や社会変化に対するレジリエンスの高い、競争力ある国家を作ることである。このことは、ともに輝く地方部と大都市部が組み合わさってより魅力ある、かつ力強い日本を形作る、まさに「地方創生は日本創生」であり、日本の国家構造の抜本的な変革に他ならない。

第2期「総合戦略」の策定・推進にあたっては、国は、このような基本認識に改めて立ち返り、地方創生は地方の問題解決ではなく、地方自治体と協働しつつ最優先に取り組むべき国の課題であることを再度確認すべきである。

- ・ 第1期「総合戦略」においては、国として様々なKPIを定めるとともに、地方公共団体においても、それぞれの「総合戦略」においてKPIを定めてその達成に向けて全力を挙げてきた。しかしながら、国の「総合戦略」の目標達成は厳しい状況となっている。上記のような地方創生の重要性にかんがみ、第2期「総合戦略」においては、改めて地方創生の実現に向けて重要な構造的な課題の解決に向け、「まち」「ひと」「しごと」の好循環の確立を目指すとともに、適切なKPIを設定し、国と地方が一体となって真摯に取り組んでいくべきである。

(東日本大震災の被災地域における地方創生)

- ・ 東日本大震災の被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備をはじめとした復旧・復興が着実に前進しているものの、現在も約5万人が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされているなど、復興は道半ばである。来年度は「復興・創生期間」の最終年度であり、第2期「総合戦略」の期間中に発災から10年間の総仕上げと復興の新たなステージを迎えることになる。「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して地方創生のモデルとなるような復興を実現し、「新しい東北」を1日も早く創造することを改めて明確化することが必要である。
- ・ 設置が閣議決定された復興庁後継組織のあり方については、被災地方公共団体や、被災地・被災者の意見を反映し、復興・創生期間後も被災地が復興を成し遂げるのに必要な事業や支援を確実に実施できるよう、政治の責任とリーダーシップを發揮しうるものとすることが必要である。

(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を生かした地方創生)

- ・ 先のラグビーワールドカップ 2019™ は、日本中の「ひと」と「まち」に元気と勇気を与えた。第2期「総合戦略」がスタートする来年度には、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。この絶好の機会を生かして、観光振興や日本文化の発信など開催効果を全国に波及させるとともに、スポーツ・文化を生かしたまちづくりを推進し、地方創生を加速する必要がある。

さらには、このレガシーを、その後に開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西や第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)等の大規模国際大会につなげ、地方創生実現の力としていく必要がある。

(過疎地域における地方創生)

- ・ 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献をしており、その多面的・公益的機能は国民共通の財産である。今日、過疎地域は急速に進む人口減少・少子高齢化によって集落機能が低下するなど、極めて深刻な状況に直面している。このような中、地方創生第2期開始直後の令和3年3月末には、過疎地域自立促進特別措置法の期限を迎える。過疎地域の輝きなくして地方創生の実現はない。新たな過疎対策法を制定するなど、総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現、地方創生を図ることを明確化することが必要である。

2 地方創生を進めるための各分野の施策の推進について

(防災・減災、国土の強靭化)

- ・ 近年の豪雨や地震等、「想定外」、「数十年に一度」の大規模災害の頻発を踏まえ、これから国民の生命・財産と地域経済を守り、「ひと」が安心して住み続けられる「まち」をつくるために国と地方が一丸となって実施している「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の目標を確実に達成し、想定される南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震や頻発する風水害などの災害時に重要インフラの機能を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

また、昨年12月の国土強靭化基本計画の見直しを踏まえ、想定される首都直下地震に対応するための首都機能のバックアップ体制の強化に向けて、具体的な検討を進めること。

- ・ 私たち地方が、国土強靭化地域計画の策定・見直しを急ぐとともに、ソフト・ハードの両面から強靭な国土づくりを強力かつ迅速に進められるよう、3か年緊急対策を延長・拡充し、必要な予算・財源を安定的に確保すること。
- ・ 平成最悪の水害とも言われる平成30年7月豪雨の傷が完全には癒えぬ中、今年も台風第15号・第19号等がこれに匹敵、あるいは上回るような猛威を振るい、全国各地で、長期間にわたる停電等や、河川の氾濫・大規模な浸水等の被害が多発している。被災地の早期復旧と円滑な生活再建を速やかに実現するとともに、3か年緊急対策の延長・拡充に際しては、堤防の決壊・越水対策や送電・配電施設の強靭化等を対象に追加するなど、これらの大規模災害も教訓とした徹底的な対策を講じること。

(新しい時代の流れを力に)

- ・ AIやIoT、自動運転、空飛ぶクルマ等の Society5.0の実現に向けた未来技術、さらにはデータサイエンスの利活用は、人手不足や生産性向上、防災・減災、生活交通等地域交通の維持・充実など地方創生に深く関わる課題の解決に必須である。これを第2期「総合戦略」の重要な柱の一つと位置付けるとともに、社会実装が進むよう、早急に具体的な支援策を講ずること。特に、5Gについては、整備に長い年月を要しないインフラであることから、離島や中山間地域など条件不利地域を含め、都市部と地方部で一気に整備を進め、全国で同時にサービスを享受できるよう万全の対策を講じること。
- ・ AIやIoTなどの新技術や官民データ等をまちづくりに取り入れ、市民生活・都市活動の質の向上など、都市・地域の課題解決を図る「スマートシティ」について、先進・優良事例の全国展開を図るため、必要なインフラ整備等への支援を行うこと。
- ・ 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGsの理念を踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組み、地方創生SDGsに向けた「自律的好循環」を形成することが重要であることから、SDGsモデル事業補助金の複数年度の交付等、地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

(生きづらさのない「真に力強い地域共生社会」の実現)

- ・ 地方創生の推進にあたっては、女性、高齢者、障がい者、ひきこもり、外国人、LGBT など一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力が発揮されるとともに、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる「真に力強い地域共生社会」を実現することが重要である。このため、より質の高い、時間をかけて寄り添う支援を行えるよう、相談しやすい体制の整備への支援や就業促進支援制度の充実を図ること。

(地域経済の持続的発展に向けた中小企業・小規模事業者の経営力向上)

- ・ 米中貿易摩擦やBrexit、中東情勢の不稳定性、さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の経済動向など、内外経済のリスクの顕在化等も視野に入れ、地域経済の持続的な成長を実現していく必要がある。このため、地域経済の主な担い手である中小企業・小規模事業者が生産性革命・働き方改革に取り組み、生産性の向上や多様で柔軟なワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を実現できるよう、AI・IoT、ロボット等の技術の利活用促進の支援や、IT設備投資の重要性やIoT導入の効果について普及・啓発を図る産業支援機関への支援の充実等を図ること。

また、災害等は経済成長の阻害要因となることから、中小企業・小規模事業者の事業継続力強化に向け、事業継続計画策定の人材育成支援などを行うこと。

- ・ 深刻な後継者不足に直面している中小企業は、地域の雇用や住民生活等を支える存在であり、その廃業やそれに伴う雇用と技術の喪失は、地域の存続にかかわる重大な危機である。「事業承継問題の解決なくして、地域経済の再生・発展なし」との認識のもと、中小企業の円滑な事業承継を実現するため、事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社を含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気づきから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。

(農林水産業の成長産業化)

- ・ 農林水産業・農山漁村は、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしてきたが、今日、従事者の高齢化・減少など様々な課題を抱えている。これを克服し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助の拡充、ICT・ロボット技術を活用したスマート農林水産業の実装等、農林水産業における所得の向上と成長産業化の推進を図ること。
- ・ 食をめぐるグローバル化の動きが加速する中、海外の多様なニーズに対応した農林水産物・食品の輸出や、生産・流通体制の強化に取り組む地方への支援を行うこと。また、輸入規制等により海外への販路開拓が阻まれている食品・農林水産物について、国による積極的な規制の撤廃・緩和の要請を実施すること。さらには、農林水産業と観光業を連携させ、海外への販路開拓や魅力発信と、インバウンド需要の獲得の好循環を創出するための取組への支援を充実すること。

(農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進)

- 農福連携は、農林水産業の担い手確保や障がい者の就労の場の創出にとどまらず、障がい者の生きがいの創出や生活の質の向上等につながるものである。このため、本年6月に策定された「農福連携等推進ビジョン」に基づき、官民挙げて農福連携の定着・拡大に取り組むことができるよう、同ビジョンの実現に向けた省庁横断の推進体制の構築や、ノウフク商品の知名度向上、必要な財源の確保と地方への配分を行うこと。

(地域の基幹産業におけるセーフティネットの構築)

- 依然として終息が見通せない豚コレラや、隣国で猛威をふるっているアフリカ豚コレラ等は、ひとたび発生すれば、地域によっては基幹産業である畜産業に大きな打撃を与え、地域の「しごと」・「ひと」の流出につながることから、これ以上の感染拡大等を防ぐため、養豚農場への野生生物等の侵入防止を徹底するとともに、ワクチンを含む予防法の研究開発など、防疫体制・水際対策の強化を図ること。また、発生農場の経営再建に向け、生産者に寄り添ったきめ細かな経営支援や風評被害対策を講じるとともに、地方が取り組む防疫対策への財政支援を拡充すること。

(個々人の希望をかなえる少子化対策の強化)

- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる地域社会をつくるため、0歳児から2歳児への保育料の無償化の対象範囲の拡大と、放課後児童クラブの利用料や病児・病後児保育利用料の国の制度としての負担軽減の実施、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、不妊治療の保険適用化等の支援の拡充や不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成など、全ての家庭において出産・子育ての負担軽減を図ること。あわせて、子育て支援に関わる人材の育成・確保、保育士業務に対する社会的評価の向上やさらなる待遇改善を図り、仕事と子育ての両立支援に資する保育環境の充実を図ること。

また、希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには、男性の育儿・家事参画が重要であることから、育儿休業の取得を促進する仕組みを強化するとともに、男性の育儿に参画したいという希望が実現されるよう、長時間労働の是正や「イクボス」の推進などに取り組みやすい職場風土の醸成が図られるよう、国として必要な支援及び措置を講じること。

さらに、地域少子化対策重点推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を図るとともに、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。

(子どもの安全確保対策の強化)

- 幼い子どもが犠牲となった痛ましい交通事故等を二度と发生させてはならない。将来を担う大切な存在である子どものかけがえのない命を社会全体で守り、子どもが未来に夢を持って安全に安心して健やかに育っていくことができるよう、事故防止や防犯に配慮した通学路や幼稚園・保育所等の園外保育コースの環境整備に対する支援措置の拡充など、子どもの安全確保対策の強化を講じること。

また、子どもたちが安全に暮らせる社会を構築するため、子どもの死因究明（CDR）制度が全国で実施されるよう、標準的なマニュアルや今後の進め方などを早期に示すとともに、地方の実情に合わせた体制整備について支援を行うこと。

- ・ 児童相談所の児童虐待相談対応件数が16万件に迫り、また重篤な児童虐待案件が後を絶たない。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、専門的人材の育成確保及び必要な財源の確保を図るとともに、児童虐待対応事案の支援となるAI開発等、先駆的な取組を推進するなど、児童相談所の体制強化を図ること。

（誰一人取り残さない教育環境の整備）

- ・ 中長期を見据えて、「ひと」、特に未来を担う子どもたちに着目し、地域における教育環境の整備を地方創生の重要な柱として推進する必要がある。このため、ICTを基盤とした先端技術やそこから得られる教育ビッグデータを効果的に活用し、地域の格差なく全国の全ての児童生徒が新しい時代の学びを享受できるよう、児童生徒一人一台環境に対応した高速かつ大容量な通信ネットワークの整備を早急に推進すること。

（地方創生を担う若い人材の育成・定着）

- ・ 地方創生はこれを担う人材の活躍によって実現されるものであり、地方創生のさらなる推進には「ひと」の創生、特に中長期を見据えて若い世代の人材育成が重要である。

高等学校は、地域社会、行政、企業をつなぐ一つのハブとして地域の人材育成に重要な役割を担っており、高等学校段階で地域の産業・文化等への理解を深めることは地元への定着等にもつながることから、第2期「総合戦略」においては、高等学校について地方創生を担う人材育成の核の一つと位置付け、地域と高校をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援をはじめとした支援・取組を関係省庁が連携して行うこと。

また、地方大学は、地域における「知の拠点」として、地域における就学機会の提供と有為な人材の育成・定着等に貢献しており、地域の経済・産業振興を担う人材育成の重要な核であることから、「キラリと光る地方大学づくり」により、地域の新たな産業を切り拓くような若者育成の取組を進めること。加えて、地方へのキャンパス移転やサテライトキャンパス設置を促進する仕組みについて、効果的で実効性のある取組とすること。

（地方創生における女性活躍の推進）

- ・ 地域の活力と競争力を高め、持続的に発展していくためには、社会の半分を占める女性も能力を十分に発揮して活躍することが不可欠であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた柔軟で働きやすい就業環境の整備や、男女間の様々な格差の是正、女性の管理職への登用促進など、それぞれの地域において女性も能力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めること。

(多文化共生の地域づくり)

- ・ 地域が持続的に発展するためには、外国人材と地域住民がともに生きづらさを感じることなく安心して活躍・共生できる「まち」にすることが重要である。このため、地方公共団体による外国人に対する相談体制の整備・拡充の取組に対し継続的で十分な財政的な支援を行うこと。また、帰国・外国人・外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

(関係人口の創出・拡大)

- ・ 地域課題の解決に向けて継続的に関わる関係人口の増加は、担い手不足など様々な課題を抱える地方部にとって有意義であるだけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大など、都市部の住民にとっても意義があるものと考えられる。このことから、関係人口の間口を広げ、実際に地域での活動を行う「活動人口」を増加させるため、さらには地域活動を通じて、UIJターンの希望を持ちながらも不安等から実現に至っていない人々の夢の実現につなげるため、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化や、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするため、労働法制を整備するなど副業・兼業の促進等を推進すること。

(スポーツ・健康まちづくりの推進)

- ・ 人生100年時代を迎えるにあたっては、いくつになっても誰もが健康で生き生きと暮らすことが大切であるとともに、就職時に若者が健康経営を行っている企業を重視するという結果もあることから、「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方を取り入れながら、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を進める必要がある。これらはデータを有効活用するなど、地域ごとに実情に沿ったきめ細かな施策を講じていくことが効果的であることから、安定的な財源の確保など、関係省庁が連携して地方を支援すること。
- ・ 健康寿命の延伸・健康格差の縮小のためには、健康的な生活習慣の定着や健（検）診による疾病等の早期発見が不可欠であり、全医療保険者が一丸となった特定健診・がん検診の受診率向上に向けた対策や生活習慣病予備群等の確実な把握及び保健指導などの取組を強化する必要がある。このため、全ての「ひと」が漏れなく適切に特定健診やがん検診が受けられるよう、都道府県独自の積極的な取組に対する財政支援を行うとともに、全医療保険者に対しても財政的な支援等の拡充を図ること。

(地域の実情を踏まえた医療・介護サービスの確保)

- ・ 「ひと」が希望する「まち」で安心して出産・子育てを行い、暮らし続けるためには、「まち」の実情を踏まえた医療・介護サービスを確保することが必要である。

2025年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することを目的とした地域医療構想について、国と地方は互いに理解と信頼を深め、力をあわせて実現しなければならない。

本年9月、国は公立・公的医療機関等について再編統合等の再検討を求めるとして、全国424の具体的な病院名を公表したが、地域により公立・公的医療機関等の果たす役割は異なることから、全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合を推進することは適切ではない。公表した対象医療機関の取扱いにおいては、地域医療構想調整会議の合意結果を尊重するなど、地方の意見を十分に踏まえること。

- ・ 第7期介護保険事業計画に基づく推計では、2025年度末には245万人の介護人材が必要になると見込まれているが、介護関連職種の有効求人倍率は上昇しており、介護人材の確保はますます困難になっている。このため、私たちが本年7月に取りまとめた「介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言」を踏まえ、多様な人材確保と人材育成、介護従事者の待遇改善、労働環境の整備と業務負担軽減等に取り組むこと。

(地方創生を支えるインフラ整備等)

- ・ それぞれの地域の特色ある発展を支え、地方創生を力強く推進するため、社会インフラ等の地域間格差を解消し、全国的に要請の強い「地方創生回廊」の早期実現を図ること。
また、「地方創生回廊」の中核であるリニア中央新幹線については、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげるために、全線開業の最大8年間前倒しを、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日)として閣議決定した経緯等を踏まえ、その1日も早い実現に支障が生じることのないよう、事業の着実な実施に向け、国として必要な支援及び措置を講じること。
- ・ 高規格幹線道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化、整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ等を早期に実現し、社会インフラ等の地域間格差解消に向けて、地方創生の基盤を整えること。また、国土強靭化や道路整備・維持管理等を推進するため、新たな財源を創設すること。
- ・ 重要物流道路については、拠点を結び、平常時・災害時を問わず安全かつ円滑な輸送を確保する必要がある主要な幹線道路等について、地方の意見を踏まえながら、事業中、計画中の区間も含め、確実に指定するとともに、指定された道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。
- ・ 本年5月にとりまとめられた「人口減少にうちかつスーパー・メガリージョンの形成に向けて～時間と場所からの解放による新たな価値創造～」(スーパー・メガリージョン構想検討会)を踏まえ、各都市、地域がその魅力を高め、スーパー・メガリージョン効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対して必要な支援を行うこと。
- ・ 地域交通に関しては、地方部での公共交通サービスの縮小や、自動車死亡事故全体に占める高齢運転者の割合が増えていることが社会問題化しており、「あらゆる地域で、あらゆる人々が、自らの運転だけでなく、ニーズに対応した移動サービスを享受できる社会」の実現が求められている。このことから、地域公共交通の維持・確保及び充実を図るため、財政支援の拡充等の措置を講じるとともに、地域の実態に合うような補助制度の見直しを行うこと。また、MaaS等の新たな技術・サービスの全国展開を強力に推進するとともに、これに取り組む地方に対して必要な支援を行うこと。

3 地方創生を下支えするための支援について

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- ・ 地方創生第1期で根付いた意識や取組を第2期にも継続するとともに、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。
- ・ 第2期においても、それぞれの地域の特色を生かした取組のさらなる深化や全国展開に向け、地方創生推進交付金の拡充を行うこと。

(地方創生推進交付金の自由度向上)

- ・ 交付金額の上限目安の撤廃やハード整備割合の見直し、計画期間の延長等を行うとともに、地方創生の実現に資する特定の個人や企業への給付についても対象経費として認めるとほか、移住支援金の要件を緩和するなどの弾力化を図ること。
- ・ 間接補助事業について、年度末までの事業期間を確保することが可能となるよう事業者への支払時期を見直すなどの運用の改善を図ること。

(地方創生拠点整備交付金の自由度向上)

- ・ 引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とした上で、複数年にわたる事業への活用も可能となるよう当初予算での予算措置を行うとともに、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ること。

(地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用促進)

- ・ モラルハザードが生じないよう配慮しつつ、制度の延長、税の軽減効果の拡大、並びに地方創生推進交付金以外の補助金との併用や既存の基金事業への対象拡大、地域再生計画の策定の手続きについての抜本的な簡素化等のさらなる運用改善を図ること。

(地方拠点強化税制の延長・拡充)

- ・ 地方拠点強化税制について、期限を延長した上での、オフィス減税と雇用促進税制の税額控除をそれぞれ拡充するとともに、それらの併用を可能とすることや、本社機能の対象施設への社員寮・社員住宅等の追加、常時雇用従業員数に関する要件の緩和等、さらなる活用のための制度の充実を行うこと。

(地方法人課税の偏在是正措置による財源の活用)

- ・ 地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市部と地方部が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、その全額を地方財政計画に必要な歳出として計上することにより、地方の経済や財政の状況等にも留意しつつ、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。

(国際観光旅客税の地方への配分)

- ・ 国際観光旅客税については、日本版DMO等の取組も含め、自由度が高く創意工夫を活かした取組に活用できる交付金として、一定割合を地方に配分するなど、地方の観光振興施策の財源に充当できる仕組みを創設すること。